

**葛城市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務委託業務
公募型プロポーザル実施要領**

令和6年5月

葛城市財務部税務課

葛城市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務委託名

葛城市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務委託業務

2. 委託業務内容

別紙仕様書を基準とする。

3. プロポーザルの方法

一般公募型プロポーザル方式

4. 主催者

奈良県葛城市（以下「葛城市」という。）

5. 費用

本業務の委託に係る提示上限額は、以下のとおりとする。

13,939,000円（消費税及び地方消費税を除く）

- ・交通費、残務整理等本業務を実施するために必要な全ての費用を含む。
- ・業務の規模は現時点での想定であり、調整給付事業の内容等の変更により、契約内容（期間を含む）や契約金額に変更が生じる場合があることに留意すること。

6. 提案者に必要な資格

プロポーザルに参加できる企画提案者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 過去4年以内（令和2年4月1日から令和6年3月31日まで）に、国及び地方公共団体の関連業務の受託実績を有していること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がない者。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条または第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する

- 者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下、「旧法」という。第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の許可の決定があった場合については、更生手続開始の申立てをしなかった者または申立てがなされなかった者とする。
 - (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - (8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定があった場合については、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てがされなかった者とする。
 - (9) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律48号）第381条第1項（会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107号の規定によりなお従前の例によることとされている場合を含む。）の規定により会社の整備の開始を命じられていない者であること。
 - (10) 清算中の株式会社である事業者については、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
 - (11) 本プロポーザルの公告の日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていない者または前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出していないこと。
 - (12) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。
 - (13) 地方自治法第92条の2、第142条、第166条、または第180条の5の規定に接触しない者であること。ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合を除く。
 - (14) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
 - (15) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）、

宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）及びこれらに類する団体でないこと。

- (16) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従い、委託業務を通じて取得する個人情報を保護するために、取扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用がなされ、必要な措置を講じることができること。
- (17) 本業務を円滑に遂行できる財務能力があり、十分な実績及び資格能力を有する者を従業員として雇用しており、契約期間中、統括責任者及び業務従事者を配置し、統括責任者または業務従事者のいずれかは、(2)に示した業務への経験を有する者であること。また、配置される統括責任者は直接的な雇用関係にある者とする事。
- (18) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第24条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること。ただし、届出義務がない場合を除く。
- (19) 労働者派遣を行う場合は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の有料職業紹介の許可を受けていること。
- (20) 業務運営に関して、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (21) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）または商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業組合等においては、当該組合の組合員が本プログラムに参加しようとしなない者であること。

7. 提案手続

(1) 手続の流れ

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ①実施要領、仕様書等の告知（葛城市） | 令和6年5月17日（金） |
| ②参加申込書、企画提案書、見積書等の提出締め切り | 令和6年6月13日（木） |
| ③業者選考（葛城市） | 令和6年6月14日（金） |
| ④選考結果通知（葛城市） | 令和6年6月14日（金） |

※③以降の日程については予定日

(2) 各手続詳細

①実施要領および仕様書等の告知

- | | | |
|-------|--------------|--------|
| ア 期 間 | 令和6年5月17日（金） | 午後1時から |
| | 令和6年6月13日（木） | 午後5時まで |

イ 場 所 葛城市ホームページ

②参加申込書等の提出

ア 期 限 令和6年6月13日(木)午後5時まで

(郵送可 ただし、書留郵便による期限までの到着とすること)

イ 場 所 奈良県葛城市柿本166番地 葛城市役所 税務課

ウ 提出物

- ・参加申込書(様式1) 1部
- ・会社概要(パンフレット等) 10部
- ・登記事項証明書(参加申込書等提出日から3カ月以内に発行されたもの) 1部
※葛城市に指名願い登録をしている場合は不要
- ・納税証明書 1部
国税:未納税額がないことの証明(納税証明書その3の3)
市税:未納がないことの証明(葛城市に納税義務がある場合のみ)
※葛城市に指名願い登録をしている場合は不要
- ・仕様書に同意して提案することの誓約書(様式2) 1部
- ・業務実績書(様式3) 10部
- ・企画提案書(形式は問わない) 正本1部(※ただし、事務処理センターの所在地を記載すること)
- ・企画提案書(形式は問わない) 副本10部(※ただし、事業所名及び氏名その他事業所名を特定できる情報を表記しないこと)
- ・見積書(形式は問わない) 正本1部、副本10部(※ただし、積算内訳を記載すること)

③質問書の提出期限

ア 期 限 令和6年5月30日(木)午後3時まで

(FAX可 ただし期限までの到着)

イ 場 所 奈良県葛城市柿本166番地 葛城市役所 税務課

ウ 提出物 質問書(様式問わず)

④審査

「6. 提案者に必要な資格」に該当しているかを確認するとともに、提出された会社概要、業務実績書、企画提案書及び見積書等について「10. 選考方法」に基づいて審査(評価)を行い、評点の最も高い者1者を最優先交渉相手として選考する。

令和6年6月14日(金)を予定

⑤審査結果の通知

電子メール又は電話によって担当者に連絡する。

令和6年6月14日(金)を予定

8. 提案に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

〒639-2111 奈良県葛城市柿本166番地 葛城市役所 税務課

担当 高松、吉田

電話 0745-69-3001、FAX 0745-69-6456

メール zeimu@city.katsuragi.lg.jp

(2) 質問書の回答方法

質問内容及び回答を葛城市ホームページに掲載。

(3) 受付期間

令和6年5月17日(金) 午後1時から

令和6年5月30日(木) 午後3時まで

(4) 回答日

令和6年6月3日(月) 午後5時までに回答予定。

9. 提案参加の辞退

参加申込後であっても提案を辞退することができる。その場合は、令和6年6月13日(木) 午後5時までに様式4を提出すること。なお、提案を辞退した場合でも他の案件での入札には一切影響しない。

10. 選考方法

(1) 書類審査

提出書類に対し、本市が設置する選考委員会において審査を行い、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選考する。審査項目については、採点基準表(別表1)によるものとする。

ただし、選考委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、選考委員会の求める最低限の基準(配点の6割)に達していないと判断された場合においては、その提案は無効とする。

最高得点者が2者以上あった場合は、選考委員会で協議の上、優先交渉権者を特定する。

なお、優先交渉権者が契約締結までに参加資格を失った場合は、次順位である事業者を優先交渉権者に選考する。

(2) 配点

各評価項目の最高配点は別表1のとおり。ただし、提案内容によって減点する。

(3) 失格要件

参加者が次の要件に該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格に定めた要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
- エ 見積額が業務委託提示上限額を超えた場合
- オ 提出期限を過ぎて、提案書等を提出した場合

11. 参加にあたっての確認事項

以下の点を確認いただき、了承いただいた上で提案に参加すること。

- (1) 本提案書作成にかかる費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 不確定要素が多々ある中であっても、貴社のノウハウ等を最大限活用し、具体的に実効性のある提案書を提出すること。
- (3) 仕様書に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し提案書に記載すること。
- (4) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に貴社が責任を持って履行できる内容とすること。
- (5) 審査経過に関する質問等は一切回答しない。
- (6) 提出された提案書等一切の書類は返却しない。なお、提出された書類を提案者に無断で本件の目的以外に使用することはしない。
- (7) 選考終了後、希望があれば、希望者が所属する提案団体の合計点に限り公開する。

(別表Ⅰ)

審査項目及び配点 (採点基準表)

業務名称：葛城市定額減税補足給付金 (調整給付) 支給事務委託業務

評価項目		評価の視点	配点
業務実施スケジュール	着実に業務に着手し、履行するための計画の提案	・本委託業務の事業内容を十分に理解し、必要な準備や準備期間等が提示されているか。 ・業務は遅滞なく履行できる計画となっているか。	20
コールセンター業務	コールセンター業務の受付体制の提案、業務実施体制と配置計画の提案	・本委託業務の特性を理解し、業務量の変化に応じて弾力的に人材を活用するなどの工夫が具体的に示されているか。	15
事務処理センター業務	事務処理センター業務の受付体制の提案、業務実施体制と配置計画の提案	・本委託業務の特性を理解し、業務量の変化に応じて弾力的に人材を活用するなどの工夫が具体的に示されているか。 ・効率的で確実に処理をするために進捗管理方法や誤支給防止策などが具体的に示されているか。	15
従事者の確保・育成	業務の品質を維持、向上させるための人材確保及び育成に係る方策の提案	・市の代理人としての市民対応や給付事務に関する知識を必要とする業務に従事する者について、その品質を維持、向上させるための具体的な方策が示されているか。	10
発注者の都合による変更要求への対応	発注者の都合による変更要求に対する適応範囲等の提示	・発注者の要求に対し柔軟な対応は可能か。	10
提案に係る費用見積		・仕様書に定める業務を実施する上で適正かつ妥当な見積価格となっているか。	15
受託実績		・提案内容の実現性を信頼できる受託実績を有しているのか。	15
合計			100

【様式1】

令和 年 月 日

葛城市長 阿古和彦様

所在地 _____

事業者名 _____

代表者氏名 _____ (印)

参加申込書

葛城市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務委託業務公募型プロポーザル実施要領及び仕様書の趣旨を理解し、参加資格をすべて満たしていますので、参加を申し込みます。

(連絡先)

所属部署	
所属部署住所	
担当者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail アドレス	

【様式2】

誓約書

今回、葛城市が実施する、葛城市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務委託業務公募型プロポーザルに参加するにあたり、関係法令等について再度認識したうえで厳正な手続きを行い、下記事項のすべてに該当する事業者であることを誓約します。

なお、虚偽、不正行為が判明したときは、いかなる処分に対しても異議を申し立てません。

記

- 1 葛城市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務委託業務公募型プロポーザル実施要領に記載された「6.提案者に必要な資格」を満たした事業者であること。
- 2 葛城市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務委託業務の履行期間中に、当該委託業務の業務工程・管理運営を円滑かつ安定して実施できる能力を有し、全責任をもって誠実かつ確実に業務を履行すること。
- 3 提出する提案書等に記載された内容を実現することに対して、一切の追加費用を伴わず実施すること。
- 4 受託後に、仕様変更の申し出及び弊社の一時的な解釈での納入等は、一切行わないこと。
- 5 第三者を介しての営業行為及び庁舎外での折衝などは、一切行わないこと。

葛城市長 阿古和彦様

令和 年 月 日

所在地
事業者名
代表者氏名

⑨

【様式3】

令和 年 月 日

業 務 実 績 書

事業者名 _____

業務名			
発注者		契約金額	円
契約期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
業務内容			

業務名			
発注者		契約金額	円
契約期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
業務内容			

業務名			
発注者		契約金額	円
契約期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
業務内容			

※国または地方公共団体との間で各種給付関係業務を受注、完了した業務実績（全部または一部）を記載すること。

※記載欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

【様式4】

令和 年 月 日

葛城市長 阿 古 和 彦 様

所在地 _____

事業者名 _____

代表者氏名 _____ (印)

参加辞退届

葛城市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務委託業務公募型プロポーザル
に対し、参加を申し込みましたが、次の理由により辞退いたします。

辞退理由